

事務連絡
令和元年12月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、「学校給食衛生管理基準において、『給食の食品は、原則として、前日調理を行わず』と定められているが、前日調理を規制している根拠（リスク）を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。」との提案がありました。

学校給食衛生管理基準（以下、「基準」という）は、食中毒予防等の観点から、学校給食法第9条により、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として定めているものです。学校設置者が基準に照らして適切な衛生管理が確保できると判断する場合には、基準に記載されている以外の方法を一律に排除するものではありません。

いずれの場合においても、学校設置者の責任において適切な衛生管理を実施し、安全性を確保する必要があります。ついては、学校給食衛生管理基準に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今回の提案を受けて改めてお知らせします。

今後とも、食中毒予防等の観点から、各学校給食調理場において衛生管理が徹底されるよう、引き続き配慮願います。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03-6734-2694

E-mail:shoku@mext.go.jp